

平成 29 年 第 9 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 8 月 8 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (34 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	10 番 野田弘之 委員
11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員	13 番 井崎陽子 委員
14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員	16 番 香月伸幸 委員
17 番 吉岡保則 委員	18 番 森口弘実 委員	19 番 川崎敏樹 委員
20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員	22 番 石田義明 委員
23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員	25 番 田口千津子 委員
26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員
30 番 永石恒弘 委員	31 番 岩永廣康 委員	32 番 南條喜代己 委員
33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員
37 番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員 (3 人)

9 番 中村勝郎委員 29 番 溝上博信 委員 36 番 中村秋男 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(4) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (8 号) の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

追加議案

専決事項の報告及び承認について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 農地法第 4 条の規定による届出について

業務連絡事項 (1) 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 農地パトロールの班編成と日程について
(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ	農地農政係	小川大輔		

7. 会議の概要

事務局長 定刻になりましたのでただいまより、平成 29 年 8 月第 9 回白石町農業委員会総会を開会いたします。初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。九州に上陸はしませんでした、台風の影響を考え総会を本日に変更したところでございます。これからしばらくは台風続きになりますので災害などないように備えをしていただきたいと思います。またこれからも暑い日が続きますので、熱中症などにも注意をしていただきたいと思います。

さて、本日は第 9 回農業委員会総会ということでご出席いただきまして、ご苦勞様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 本日は、9 番中村勝郎委員、29 番溝上博信委員、36 番中村秋男委員より欠席の連絡がっております。本日の出席委員は 37 名中 34 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以後、議事進行につきましては、農業委員会会議規則によりまして会長が議長を務めるとなっておりますので、以降の進行につきましては会長をお願いしたいと思います。

議長 議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、1 番の片渕久司委員、2 番の香月一夫委員を指名いたします。
それでは議事に入ります。

= 議案番号第 143 号 =

議長 1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 143 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 143 号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字福富下分字竜神〇〇番、面積は田 639 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。耕作面積は、田 27,309 m²、畑 37,254 m²、合計 64,563 m²です。稼働力は男 2 名、女 2 名です。

位置図につきましては 1 ページをご覧ください。

申請の事由は、有明海沿岸道路用地の収用にかかり、狭小となった農地を隣接農地の所有者である〇〇さんが購入されるものでございます。〇〇さんは專業農家

として 30 年間農業をされており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

本件を担当しておられます○番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので代読をさせていただきます。

地元農業委員として 7 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、有明海沿岸道路工事に伴う用地買収によりまして、狭小となった農地を隣接農地の所有者である譲受人に売り渡されるものであります。譲受人は現在、米、麦、玉葱、キャベツを中心に約 6.4ha の規模で営農をされておられます。譲受人は今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 143 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 144 号＝

議長 続きまして、議案番号第 144 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 144 号。
権利の種類は貸借権の設定。

申請農地の表示。大字八平字八平〇〇番、面積が畑 9,919 m²です。

貸付人は、武雄市武雄町永島〇〇番地、武雄市の〇〇さん。借受人は、武雄市武雄町永島〇〇番地、武雄市の〇〇さんです。耕作面積は、畑 9,919 m²。稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、貸付人、借受人双方の要望です。期間は平成 29 年 8 月 7 日から平成 34 年 8 月 6 日となっております。借受人は蓮根専業で新規就農をされる予定で、現在、貸し手の〇〇さんの母にあたる〇〇さんのところで作付けの勉強中でございます。機械等も〇〇さんより借り受けて全面的にバックアップを受けて後継者となられる計画で、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、何か質疑ご意見等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 144 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 144 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 145 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 145 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 145 号。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、面積は田の 706 m²。

申請者は白石町大字新拓〇〇番地、新拓の〇〇さんです。

転用目的は農業用倉庫、家庭菜園及び育苗用地となっております。

転用の事由は、平成 7 年頃に隣接地を農業用施設に転用した時に造成を行い、

家庭菜園及び育苗用地として農地法の申請をしないまま利用をしていたということで始末書が添付されております。今回無断で造成していた申請地の一部に新たに農業用倉庫を整備したい。

事業又は施設の概要は、農業用倉庫、新規に建てられるものが 79.98 m²、農業用倉庫、既存の分が 380.00 m²、育苗用地 250 m²、家庭菜園・その他 359.02 m²です。宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は東が田、西が田、南が宅地、北が水路です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 5 月 11 日に軽微の変更として決定公告をされております。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項が、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項が用途区分の変更となっております。隣接する農地への影響や、土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図につきましては 3 ページから 4 ページをご参照ください。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として 7 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は営農において必要不可欠な農業用倉庫、育苗用地、併せて家庭菜園の整備を目的とするものであります。転用申請については隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑ご意見等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 145 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 145 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 146 号 =

議長 続きまして、議案番号第 146 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 146 号。

申請農地は大字戸ケ里字四本樟〇〇番、面積が畑の 298 m²です。

申請者は白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は漁業用倉庫です。

転用の事由は、昭和 55 年頃からノリ養殖業を営むため漁業用倉庫を建設して利用していたということで、始末書が添付されております。

事業又は施設の概要は、漁業用倉庫 286.00 m²、その他 62.00 m²。宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は東が町道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が見直しで平成 10 年 10 月 23 日に決定公告されております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項が、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。宅地に囲まれ隣接する農地もなく、また、土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。本件を担当している〇番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので、代読させていただきます。

地元農業委員として 7 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、今回の申請は、家業のノリの養殖に必要な漁業用倉庫の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。また既に無断で転用されていることについては十分指

導をしております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 146 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 146 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 147 号＝

議長 続きますので、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 147 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 147 号。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地の表示。大字堤字堤〇〇番、面積は畑の 57 ㎡です。

譲渡人は、白石町大字堤〇〇番地、三町南の〇〇さん。譲受人は、白石町大字堤〇〇番地、内堤の〇〇さんです。

転用目的は、宅地拡張となっております。

転用の事由としまして、宅地を拡張し、庭と家庭菜園として利用したい。

事業または施設の概要は、庭 32.00 ㎡、家庭菜園 25.00 ㎡です。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が畑、南側が水路、北側は宅地。面積の検討は適当。

その他参考事項として、当初より農振除外地となっております。

農地区分は、第 2 種農地。農地区分の該当事項が、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項が、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。議案位置図の 7 ページから 8 ページをご参照ください。周りを水路や宅地に囲まれた狭小な農地で、周辺の農地への影響や、土地改良施設等への影響もなく、

その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月30日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、現在、譲受人は理美容業を営んでおられ、宅地に隣接する申請地を庭及び家庭菜園として利用したいと考えておられます。申請地は水路と宅地に囲まれた狭い畑であり、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていられることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第147号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第147号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第148号＝

議長 続きまして、議案番号第148号、4.「平成29年白石町農用地利用集積計画(8号)の承認決定について」、議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第148号、平成29年白石町農用地利用集積計画(8号)の承認決定について説明いたします。はじめに所有権移転関係でございます。今回は2件となっております。

整理番号の1番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は中区の〇〇さん。土地の

表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 2,475 m²。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は平成 29 年 8 月 9 日、支払期限は平成 29 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は J A 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 121,012 m²。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は六ヶ里の〇〇さん。売り手は東京都の〇〇さん。土地の表示は、大字廿治字吉村杉〇〇番、田の 1 筆で 2,138 m²。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 29 年 8 月 9 日、支払期限は平成 29 年 9 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、新生銀行口座への振込み。取得後の経営面積は 319,642 m²。認定農業者です。

次に、所有権移転の取消し関係です。

整理番号 1 番、買い手は下箕具の〇〇さん。売り手は下箕具の〇〇さん。土地の表示は、大字大渡字下一本松〇〇番、同じく〇〇番、田の 2 筆で 9,246 m²。この筆につきましては、売り手、買い手の双方より農用地利用集積計画所有権移転の取消し申出書が提出され、平成 29 年 4 月 5 日付けで白石町が公告した農用地利用集積計画所有権移転を取消すものでございます。

次に、利用権設定関係でございます。3 ページから 6 ページにかけて 44 件の計画が提出されております。利用権の種類は賃借権設定が 43 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 15 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 12 件で、再設定は 29 件です。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定されるものが 22 件です。今回の利用権の総面積は 221,506 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 43 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 14 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号の各要件を満たすものとして、44 件とも承認が適当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、議事参与の制限がございます。所有権移転関係について、〇番の〇〇委員は、しばらく退席を願います。

《 〇番 〇〇委員 退席 》

議長 それでは所有権移転、利用権設定、別々に審議をいたします。所有権移転について何か質疑、ご意見ございませんか。

〇番 〇番の〇〇です。2 ページの整理番号 1 番で 10 a 当たりの対価が〇〇円ということですけど、前回からずっと言うておりましたけど、値段が下がった時の理由を備考欄にお願いしたいと言うておりましたけど。

事務局長 この分につきましては、今回取消しのお願いをしております。それで平成 29 年 4 月 5 日の総会の折に、ここの 10a 当たりの対価が安いということは、当時の農業委員さんのほうからも説明があっていたものと思っておりますが、土地が低くて昔から水捌けが悪いということで、この辺りの対価がこのくらいということで地元のほうで話をされていたようで、このようになっていました。今回取消しということで備考欄のほうには、その分を入れておりませんでした。失礼しました。

○番 わかりました。

議長 所有権移転のところで、何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 148 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 148 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

《 ○番 ○○委員 着席 》

議長 続きまして、議案番号第 148 号の利用権設定関係に移ります。これについても議事参与の制限がございまして、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員は、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 148 号の利用権設定で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 148 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 149 号～第 156 号 =

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 150 号は専決となっていますので欠番といたします。議案番号第 149 号から 156 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望。

議案番号第 149 号。申出農地は、大字福田字郷楠〇〇番、田 3,320 m²、大字福田字郷二本松〇〇番、田 2,664 m²、合計 5,984 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地、北川の〇〇さんです。

議案番号第 150 号は欠番となります。

議案番号第 151 号。申出農地は、大字福富下分字竜神〇〇番、田の 2,710 m²。大字福富下分字竜神〇〇番、田の 2,352 m²。大字福富下分字竜神〇〇番、田の 1,931 m²。大字福富下分字第二田渕〇〇番、田の 2,204 m²、大字福富下分字第二田渕〇〇番、田の 2,162 m²、合計 11,359 m²です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

議案番号第 152 号。申出農地は、大字新開〇〇番、畑 1,929 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の〇〇さんです。

議案番号第 153 号。申出農地は、大字牛屋字桜木籠〇〇番、田 934 m²、大字新明〇〇番、田 4,063 m²、大字新明〇〇番、田 3,943 m²、合計 8,940 m²。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。

議案番号第 154 号。申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,722 m²、大字新拓〇〇番、田 2,996 m²、大字牛屋字大五搦〇〇番、田 3,045 m²、大字新明〇〇番、田 2,196 m²、大字新明〇〇番、田 2,265 m²、大字新明〇〇番、田 4,474 m²、大字新明〇〇番、田 6,163 m²、大字新開〇〇番、畑 844 m²、合計 26,705 m²。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 2A の〇〇さんです。

議案番号第 155 号。申出農地は、大字新拓〇〇番、田 2,505 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、大町町大字福母〇〇番地、大町町の〇〇さんです。

つづきまして、農地の借受希望を読み上げさせていただきます。

議案番号第 156 号。希望農地の条件としまして、北明地区内、1 区画 50a 以上の田を合計 150a、水路沿い、作付作物は蓮根の予定です。買い受け、借り受けどちらも良いということです。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、住ノ江

区の〇〇さんです。

以上、議案第 149 号から議案第 156 号まで 7 議案につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 議案番号第 149 号から 156 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議案番号第 149 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 151 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 全部ですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 152 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 153 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 3 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 154 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 155 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 それから農地の借り受け希望の議案番号第 156 号。

○番 ○番の〇〇です。これは福富の住ノ江区の〇〇さんということでございますけど、借受地区が北明地区内ということになっておりますけど、かなり距離が遠いこととなりますが、理由はどのようなことでしょうか。

事務局長 北明の出身の方で、現在は住ノ江区のアパートに住まれているんですけども、実家でお父さんも農業をされているということで、北明地区で蓮根をしたいということで申し出をされております。

○番 わかりました。そうしたら私があっせん委員になってもいいですけど、北明の方も一人あっせん委員になってもらったほうがいいと思いますけど。

議長 議案番号第 156 号は、○番と○番委員でお願いします。

それでは、確認をいたします。議案番号第 149 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、2 つともですね。151 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、全部です。152 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員。153 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、3 つともですね。154 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、8 つとも。155 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員。それから借受希望のほうでは、○番〇〇委員と○番〇〇委員。よろしくをお願いします。

つづいて、担当者を言っていただきます。

事務局長 議案番号第 149 号が〇〇、151 号が〇〇、152 号が〇〇、153 号が〇〇、154 号が〇〇、155 号が〇〇になります。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いしたいと思います。

議長 それでは、あっせん委員になられた方、よろしく願います。

○番 ○番の〇〇です。あっせんに関わる件ですけれども、改選前のあっせん委員さんの分でまだ終わってないものがありますが、新しく委員になられた方と辞められた方との交替は、事務的にどうなりますか。

事務局長 あっせんに出されてまだ終わっていない分につきましては、今、うちのほうでリストを作っております、委員さんの担当地区がはっきり決まっておられませんので、担当地区が決まりましたら名簿を作成して、委員さん方にお配りしたいということで、今準備を進めているところでございます。それにつきましては、前回の改選から 3 年間の分をリストに挙げて新しい委員さんにお配りしたいと思い

ますので、詳しい内容につきましては事務局にお尋ねいただくか、もしくは前任の農業委員さんにお尋ねいただくかということになると思いますが、いずれにしてもリストの作成をうちのほうで進めておりますので、追って皆さんにお配りしたいと思います。よろしくお願ひします。

○番 わかりました。

＝議案番号第 157 号＝

議長 続きまして、追加議案「専決事項の報告及び承認について」を議題といたします。議案番号第 157 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 先ほど、あっせんの方で議案番号第 150 号を欠番とさせていただきましたが、その分の専決事項の報告及び承認について報告し、承認を求めたいと思います。

議案番号第 157 号。申出農地は、大字遠江字二本柳〇〇番、田 2894 m²、同じく字二本柳〇〇番、田 356 m²、同じく字二本柳〇〇番、田 18 m²、合計 3,268 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地、太原下の〇〇さんです。あっせん委員が〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会事務処理規則第 2 条第 6 号に規定されております。規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 157 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 157 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地法第4条の規定による届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第10回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールの班編成と日程について
- ③ その他
 - ・総会における農業委員の実務について
 - ・農業新聞の購読申込みについて
 - ・農業委員活動記録簿について
 - ・各種名簿の配付

議長 それでは、これもちまして、本日の総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員